

誓 約 書

年 月 日

菰野町長 宛て 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

私は、菰野町人材確保対策事業補助金交付の対象認定の申請に当たり下記のとおり誓約します。また、下記につき、菰野町長が関係機関に照会することに同意します。

記

- 1 私は、『養成施設』の卒業後 1 年以内に、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」といいます。）第 18 条の 18 に規定する保育士の登録を行います。
- 2 私は、菰野町内に所在する『保育所等』において『常勤職員』である保育士として保育業務に従事し、当該業務に 5 年間継続して従事します。
- 3 私は、次に該当することとなった場合は遅滞なく届け出ます。

『養成施設』に在学中	『養成施設』の卒業以後
(1) 氏名、住所又は電話番号を変更したとき。	(1) 氏名、住所又は電話番号を変更したとき。
(2) 『養成施設』を休学し、又は停学の処分を受けたとき。	(2) 『養成施設』を卒業したとき。
(3) 『養成施設』に復学するとき。	(3) 保育士登録をしたとき。
(4) 『養成施設』を留年し、又は退学したとき。	(4) 菰野町内に所在する『保育所等』において『常勤職員』である保育士として保育業務に従事し始めたとき。
(5) 補助金を辞退するとき。	(5) 『保育所等』を退職したとき。
(6) 菰野町人材確保対策事業補助金交付等の手続に必要なつき、菰野町長から届出を求められたとき。	(6) 菰野町人材確保対策事業補助金交付等の手続に必要なつき、菰野町長から届出を求められたとき。

- 4 私は、次に該当することとなった場合は交付された補助金相当額を菰野町に返還します。
 - (1) 養成施設を退学した場合
 - (2) 養成施設を卒業できなかった場合（前号に掲げる場合を除く。）
 - (3) 『養成施設』を卒業後 1 年以内に保育士登録を行わない場合
 - (4) 『養成施設』を卒業後 1 年以内に菰野町内に所在する『保育所等』において『常勤職員』である保育士として保育業務に従事しない場合
 - (5) 前号の業務に 5 年間継続して従事しない場合

備考 『養成施設』とは、法第 18 条の 6 第 1 号に規定する都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいいます。

『保育所等』とは、法第 39 条第 1 項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいいます。

『常勤職員』とは、1 日 7 時間以上かつ 1 月 20 日以上勤務がある職員をいいます。